

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

- ① 補助座席に備える座席ベルト
- ② UN R16-09の2.1.4.に定める座席ベルト
- ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であつて運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
- ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
- ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト
- ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト
- ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト
- ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト
- ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

7-45-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-45-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。

なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。

- (2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第10項関係、細目告示第108条第12項関係）

- ① 7-45-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

8-45 座席ベルト非装着時警報装置

8-45-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

- ① 補助座席に備える座席ベルト
- ② UN R16-09の2.1.4.に定める座席ベルト
- ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であつて運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
- ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
- ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト
- ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト
- ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト
- ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト
- ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

8-45-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-45-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。

なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。

- (2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。（細目告示第186条第12項関係）

- ① 8-45-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置 ② 7-45-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき(他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき)に、警報が停止しない装置 ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置 (3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる審査方法とすることができる。 ① 次に掲げる書面又は表示により UN R16-06 以降の基準に適合していることが確認できるものであること。 ア COC ペーパー イ WVTa ラベル ウ UN R16 に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) エ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R16 に基づくⒺマーク オ 当該自動車を製作した者が発行した適合証明書 ② その他適切な書面により警報装置の構造が明らかなものにあっては、アの構造及びイ又はウのいずれかの構造に該当するものであること。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車については、アの構造に該当するものであればよい。 ア 7-45-1 の表右欄に掲げる座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発するもの イ 運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座した状態でシートベルトを装着したときに、警報を停止するもの ウ 全ての座席のシートベルトを装着した状態で、運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座し、当該座席のシートベルトが装着されていない状態になったときに、警報を発するもの	態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置 ② 8-45-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき(他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき)に、警報が停止しない装置 ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置 (3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2)の規定にかかわらず、次の審査方法とすることができる。 ① 座席ベルトの非装着時警報装置は、次に掲げる構造に該当するものであればよい。 ア 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席の警報装置が警報を発するもの イ 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報を停止するもの ウ 発する警報が運転者席において容易に判別できるもの
7-45-3 欠番	8-45-3 欠番 8-45-4 適用関係の整理 7-45-4 の規定を適用する。
7-45-4 適用関係の整理 (1) 平成 6 年 3 月 31 日(輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、7-45-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 2 項関係) (2) 平成 26 年 2 月 2 日以前に製作された自動車については、7-45-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 10 項関係) (3) 次に掲げる自動車については、7-45-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係) ① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 2 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの ウ 令和2年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、令和2年9月1日以降にその性能について変更のないもの (4) 次に掲げる自動車については、7-45-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第26項関係） ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの 7-45-5 従前規定の適用① 平成6年3月31日（輸入自動車にあつては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第2項関係） 7-45-5-1 装備要件 なし。 7-45-5-2 性能要件 なし。 7-45-6 従前規定の適用② 平成26年2月2日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第10項関係） 7-45-6-1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人未満のものには、7-45-6-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 7-45-6-2 性能要件 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。 ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置（電源投入後8秒以内に停止するものを除く。） ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置 7-45-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第21項、第22項関係） ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和2年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和2年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの ウ 令和2年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であつて、令和2年9月1日以降にその性能について変更のないもの 7-45-7-1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人未満の自動車には、7-45-7-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 7-45-7-2 性能要件（視認等による審査） 7-45-7-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-44-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するもの	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

でなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後8秒以内に停止するものを除く。〕
- ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

7-45-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第26項関係）

- ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-45-8-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-8-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

- ① 補助座席に備える座席ベルト
- ② UN R16-08-S4の2.1.4.に定める座席ベルト
- ③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
- ④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
- ⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト
- ⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト
- ⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト
- ⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト
- ⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト
- ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08-S4の15.4.2.に定める座席に備えるもの
 - ア 令和4年8月31日以前に製作された自動車
 - イ 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (7) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの
 - (ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの
 - (a) UN R16-06に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車
 - (b) UN R16-06に基づく㊦マークを有する自動車
 - (c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの
 - (d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-45-8-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-45-2 (1) に同じ。 (2) 7-45-2 (2) に同じ。 (3) 7-45-2 (3) に同じ。	